平成２３年（フ）第４６４号
熊本市国府１丁目４―13、住民票上の住所熊本市清水新地１丁目５番15―305号
債務者　河嶋　浩幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５９４号
静岡県島田市大津通３番の２
債務者　酒井　好子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　秀世
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月28日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７６号
熊本県水俣市百間町１丁目３番13号
債務者　渕上　　武
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９４号
千葉県佐倉市井野1008番地59　エクセレントヒルズ204、申立時の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘７丁目10番８号
債務者　時田眞奈美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　佐和
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７８号
千葉県銚子市双葉町６番地の24
債務者　八田　明正
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５９８号
静岡市清水区銀座13番36号
債務者　佐藤　哲朗
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５００号
熊本県八代市新浜町１番１号
債務者　下田　誠一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０１号
熊本県八代市新浜町１番１号
債務者　下田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０２号
熊本県八代市新地町２番５号　307
債務者　下田　浩子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２６号
岐阜市西島町８番10―302号　コーポ松田
債務者　宇野　由識
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
広島県福山市御幸町大字中津原1481番地１
債務者　猪原　一昭
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４８４号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番59号
債務者　冨田多恵二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２０号
広島市佐伯区楽々園１丁目２番15―512号　ライオンズマンション楽々園第２
債務者　ほっかほっか亭東高須店こと　亀井　英則
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯岡　久美
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３号
静岡県富士市水戸島２丁目22番３―６号、前住所静岡県富士市本市場21番地の３
債務者　鬼頭　秀雄
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二宮　　靖
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部